

大津市イベント情報集約サイトバナー広告募集要項

1 目的

大津市イベント情報集約サイトにバナー広告（以下、「広告」という。）を掲載し、掲載広告料を得ることにより、市の自主財源を確保することを目的として、広告を掲載する広告主を募集する際に必要な事項を定める。

2 広告掲載の募集内容

(1) 広告の掲載箇所

【広告1-1】画面下部に常時固定

【広告1-2】「イベントを探す」エリアと「大津市のイベント」エリアの間

【広告2】「人気ランキング」エリアの上部

(2) 広告の種別

【広告1-1】イベントなどの開催を宣伝する広告（追従型バナー）

【広告1-2】イベントなどの開催を宣伝する広告（固定バナー）

【広告2】企業ホームページなどその他の広告

(3) 広告の規格、掲載の期間、掲載料

広告種別	広告の大きさ	データ形式	データ容量	枠数	掲載の期間 (1枠当たり)	掲載料 (1枠当たり)
広告1-1	縦50ピクセル、横320ピクセル	G I F 又は J P E G。 ただし、アニメーション形式を除く。	100キロバイト以下	1	1日から31日以内を1単位とし、一度に最大	1単位につき 50,000円
広告1-2	縦90ピクセル、横728ピクセル			3	12単位まで申込みが可能	1単位につき 30,000円
広告2	縦50ピクセル、横150ピクセル			6	1か月を1単位とし、一度に最大12単位まで申込みが可能	1単位につき 10,000円

- ・ 広告の規格等については大津市イベント情報集約サイト広告掲載取扱要領（以下、「要領」という）第6条に定めるとおりとする。
- ・ 広告の掲載期間については要領第10第1項及び第2項に定めるとおりとする。
- ・ 広告掲載料については要領第11条第1項に定めるとおりとする。

(4) 申込期限

随時、申込を受け付ける。

(5) 支払期限

要領第11条第3項に定めるとおりとする。

(6) 注意事項

- ・ 広告掲載にあたっては、要領を遵守すること。
- ・ ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、大津市イベント情報集約サイト広告表現ガイドラインを遵守すること。
- ・ バナー画像は、広告主が用意すること。
- ・ 広告内容およびデザインについて、修正を依頼する場合がある。

(7) 掲載できない広告

大津市広告掲載要綱及び大津市広告掲載基準に定める広告掲載等の基準を満たさないもの。

(8) その他

- ・ 広告1-1、1-2もしくは広告2の区分の選択は可能であるが、広告の掲載位置は指定できない。
- ・ 当サイトの構成上、画面の設定や文字サイズ等によりバナーの配置が変化する場合がある。
- ・ 広告の内容等、掲載された全ての事項は広告主が責任を負う。また、広告の内容等については、市が推奨しているものではない。

3 申込方法

所定の電子申請により申込を行う。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。